

公立大学法人滋賀県立大学における科学研究費助成事業の応募資格に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、公立大学法人滋賀県立大学(以下「本学」という。)における文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)に係る応募資格に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 科研費 科学研究費助成事業の研究種目のうち、科学研究費奨励研究、研究成果公開促進費及び特別研究員奨励費を除く研究種目をいう。
- (2) 部局等 各学部、全学共通教育推進機構、各付属施設等(公立大学法人滋賀県立大学学則(平成18年学則第1号)第3条から第6条までに規定する組織)、事務局をいう。
- (3) 雇用関係のない者 日本学術振興会特別研究員(SPD, PD 及び RPD をいう。以下同じ。)を除く本学と雇用関係のない者で、研究者として部局等に受入れを許可されたものをいう。
- (4) 受入責任研究者 雇用関係のない者について、科研費の応募ならびに採択後の研究遂行に関する管理及び監督の責任を負う専任教員をいう。

(科研費の応募資格者)

第3条 本学において、科研費に応募することができる者は、次に掲げる者で、科研費の公募要領が定める応募資格要件を満たすものとする。ただし、当該応募資格要件のうち、本学が認めなければならないとする要件(以下「本学の応募資格要件」という。)は、次条のとおりとする。

- (1) 専任教員(任期付教員を含む)
- (2) 前号の役職員以外の者
- (3) 役員(学長、理事、監事)
- (4) 日本学術振興会特別研究員
- (5) 雇用関係のない者

(本学の応募資格要件)

第4条 本学の応募資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 本学に研究活動を行うことを職務に含む者として所属する者であること。
- (2) 本学の研究活動に実際に従事していること(研究の補助は除く)。
- (3) 科学研究費助成事業が交付された場合に、本学の研究として研究活動を行うこと。
- (4) 前条第1号から第4号までに定める者のうち、任期修了及び退職予定者は、応募する研究期間が、在職期間終了時以降にわたる場合、現職終了後の研究期間中に応募資格を持つ身分となることを前提とする。
- (5) 前条第3号及び第4号に定める者である場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 科研費に応募する研究課題に関する研究活動(本条及び次条において「科研費の研究活動」という。)を、自ら主体的に行うことができることを、本学受入責任研究者の推薦により所属する部局等の長が承認していること。

イ 科研費の研究活動が本来の業務に支障がないことを、所属する部局等の長が承認していること。

ウ 科学研究費助成事業またはその他の特定の研究経費等(以下「科研費等」という。)で雇用された者である場合は、当該科研費等の公募要領等で定める応募資格要件を満たしていることを、所属する部局等の長が確認していること。

(6)前条第4号に定める者である場合は、本学を研究従事機関として独立行政法人日本学術振興会に届け出ていること。

(7)前条第5号に定める者である場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 大学院生等の学生ではないことを、所属する部局等の長が確認していること

イ 科研費の研究活動を、自ら主体的に行うことができることを、本学受入責任研究者の推薦により所属する部局等の長が承認していること。

ウ 研究活動に係る予算執行や諸手続きについて、本学の受入責任研究者が配慮すること。

(職種等の変更等)

第5条 科研費が採択された者は、第3条の職種等に変更等が生じた場合、本学において引き続き当該科研費の研究活動を行うためには、変更後の職種等に応じた第3条及び第4条で定める応募資格要件を満たしていなければならない。

(責務)

第6条 科研費の研究活動を行う者は、次に掲げる責務を果たさなければならない。

(1)科研費の公募要領及び公立大学法人滋賀県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程(平成19年規程第114号)、科研費執行マニュアル、その他学内規則に定める事項等を遵守すること。

(2)国による研究費の提供を行う府省、機関等が定める補助条件、使用ルール等を遵守すること。

(3)府省共通研究開発管理システムの登録情報に変更の必要が生じた場合は、速やかに事務局へ報告し所要の手続を行うこと。

(4)本学の研究活動として広く社会に利益をもたらすため、誠実に研究を遂行すること。